

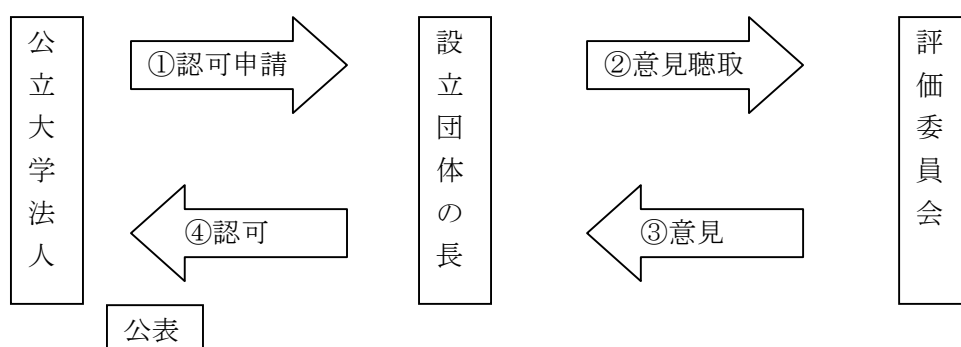
## 業務方法書について

### 1 制度の概要

地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。（法第22条第1項） ※法：地方独立行政法人法

○業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類のことで、記載事項は、設立団体の規則で定められる。（法第22条第2項）

○業務方法書の作成手続き（法第22条第1項、第3項及び第4項）



### 2 先行法人記載事項（29法人）

○基本型

19法人	業務運営の基本方針	業務の委託	委託契約	契約の方法	その他
------	-----------	-------	------	-------	-----

○基本型及びその他記載事項

6法人	設置・運営	学生支援	受託研究	学習機会	地域貢献	附帯事業	= ※定款記載事項
-----	-------	------	------	------	------	------	-----------

4法人	外部資金の受入（寄付金）	施設等の貸付
-----	--------------	--------

### 3 記載事項（案）

記載事項	内容
①目的	業務の方法について基本事項を定め、業務の適正な運営に資する
②業務運営の基本方針	中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める
③業務の委託	業務の一部を委託することができる
④委託契約	委託するときは受託者と委託契約を締結する
⑤契約の方法 （競争入札その他契約に関する基本事項）	契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法による
⑥委任	業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める

## ※参考

### 業務方法書に関する法、県規則及び定款の規定（抜粋）

#### ○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（業務方法書）

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

#### ○岐阜県地方独立行政法人法施行細則（案）※未制定

（趣旨）

第一条 この規則は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）、地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）及び岐阜県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成〇〇年岐阜県条例第〇〇号）に定めるもののほか、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

第二条 法第二十二條第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務を委託する場合の基準
- 二 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- 三 その他地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の執行に関し必要な事項

#### ○定款

（業務方法書）

第二十七條 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第二十二條第一項に規定する業務方法書に定めるところによる。